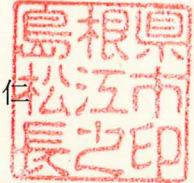


松江市告示第 381 号

松江市半農半 X 支援事業費補助金交付要綱（平成 22 年松江市告示第 368 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 5 月 31 日

松江市長 上 定 昭 信



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前								
(補助の対象等) 第 3 条 略 <table border="1"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>終期</td><td>令和 6 年 3 月 31 日</td></tr></table> (概算払) 第 5 条 <u>規則第 14 条第 1 項ただし書の規定により、市長は、当該補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。</u> 第 6 条・第 7 条 略	略		終期	令和 6 年 3 月 31 日	(補助の対象等) 第 3 条 略 <table border="1"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>終期</td><td>令和 5 年 3 月 31 日</td></tr></table> 第 5 条・第 6 条 略	略		終期	令和 5 年 3 月 31 日
略									
終期	令和 6 年 3 月 31 日								
略									
終期	令和 5 年 3 月 31 日								

附 則

この告示は、令和 5 年 5 月 31 日から施行する。